

令和 7 年度第 1 回

栗島浦村農業委員会総会議事

栗 島 浦 村 農 業 委 員 会

1. 開催日時

令和 8 年 2 月 4 日 (水) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 00 分

2. 開催場所

役場 2 階 議会室

3. 出席委員 (5 名)

本保 清代逸 脇川 義人 脇川 利浩  
松浦 一成 五十嵐 達樹

4. 欠席委員 (0 名)

5. 議事録署名委員

脇川 義人 脇川 利浩

6. 事務局職員

事務局長 倉島 隆夫 事務局員 紺野 洋樹 本保 慧太

7. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

日程第 3 報告第 2 号 農地転用届出書についての報告

日程第 3 その他

8. 会議の概要

(午前 9 時 30 分開会)

議長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 1 回栗島浦村農業委員会総会を開会いたします。

まず事務局から本日の出席状況をご報告いたします。

事務局員

本日の出席委員につきましては、出席が 5 名、欠席が 0 名となっております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

## 議長

続きまして、日程第1、議事録署名委員について私から指名させていただきます。今回は、脇川義人委員及び脇川利浩委員にお願いいたします。

続きまして、日程第2、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、事務局より説明願います。

## 事務局員

それでは報告第1号について説明いたします

農地法第3条の3第1項の規定による届出が4件ございました。届出順に詳細を報告いたします。

1件目の申請者は資料のとおりです。相続により農地所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出がありました。届出に係る土地の所在等はお手元の資料1—1に添付されている登記完了証に記されている通りですが、項目が多いため口頭では省略させていただきます。権利を取得した日は令和5年1月1日、権利を取得した事由は前述のとおり相続によるものです。取得した権利の種類及び内容は所有権で、農業委員会によるあっせんは希望しておりません。

2件目の申請者は資料のとおりです。相続により農地所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出がありました。届出に係る土地の所在等はお手元の資料1—2に添付されている登記完了証に記されている通りですが、こちらも項目が多いため口頭では省略させていただきます。権利を取得した日は平成29年9月29日、権利を取得した事由は前述のとおり相続によるものです。取得した権利の種類及び内容は所有権で、農業委員会によるあっせんは希望しておりません。

3件目の申請者は資料のとおりです。相続により農地所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出がありました。届出に係る土地の所在等はお手元の資料1—3に添付されている登記完了証に記されている通りですが、項目が多いため口頭では省略させていただきます。権利を取得した日は令和5年2月2日、権利を取得した事由は前述のとおり相続によるものです。取得した権利の種類及び内容は所有権で、農業委員会によるあっせんは希望しておりません。

4件目の申請者は松浦チエさん、相続により農地所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出がありました。届出に係る土地の所在等はお手元の資料1—4に添付されている登記完了証に記されている通りですが、項目が多いため口頭では省略させていただきます。権利を取得した日

は令和2年12月18日、権利を取得した事由は前述のとおり相続によるものです。取得した権利の種類及び内容は所有権で、農業委員会によるあっせんは希望しておりません。

本件につきましては、許可権者は粟島浦村農業委員会です。  
説明は以上です。

議長

ご意見はありませんか。  
なければ、異議なしということでよろしいでしょうか。

脇川義人委員

質問があります。

議長

はい、どうぞ。

脇川義人委員

資料1－4の方は新潟市在住とのことですですが、流れをもう少し教えてもらえますか。

事務局員

はい、資料1－4の方は令和2年12月18日に土地を相続されました。それで粟島には住んでいないのですが、農地法第3条の3第1項の規定とおりに相続されたとのことで届出がありました。

脇川義人委員

はい、わかりました。

事務局員

農業委員会事務局として、届出を精査し受理しました。

脇川義人委員

はい、わかりました。

議長

他に、ありますか。

.....

議長

なければ異議なしとのことで、よろしいでしょうか。

.....

議長

それでは、異議なしと認めます。

事務局員

続きまして、報告第2号について説明いたします。

農地転用の届出が1件ございました。

お手ものの資料2をご覧ください。第九管区海上保安の届出ですが、国機関のため本来届出は必要ありませんが、任意で届出があり。受理しましたことを報告いたします。土地の所在等は、届出書に記載されているとおりです。

議長

ご意見はありませんか。

脇川義人委員

農地転用についてもう少し説明いただけますでしょうか。

事務局員

はい、こちらは粟島灯台の鉄塔工事をするために、資材を運ぶためのモノレールを通る道に農地がありましたので、第九管区海上保安が農地所有者に対し、一時的にお借りしたため届出が提出されました。

事務局員

一時的に農地転用をする際には、本来は許可申請が必要なのですが、今回は国の機関とのことで許可申請が必要ありません。ですが、一時的に農地転用したということを書類に残すために届出を提出のお願いしたところ、提出いただいた流れとなります。

脇川義人委員

前に、背中平を回って上がるところにレールみたいのがあったが、あそここということか。

事務局員

そうです。

脇川義人委員  
わかりました。

議長  
ほかに意見はありますでしょうか。

.....

議長  
なければ、異議なしとしてよろしいでしょうか。

.....

それでは、異議なしと認めます。  
以上で、本日の会議日程は終了しました。  
これを持ちまして、令和7年第1回栗島浦村農業委員会総会を閉会いたします。

(午後9時39分閉会)

上記は、令和7年度第1回栗島浦村農業委員会総会の議事経過であり、栗島浦村農業委員会総会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和8年2月4日

議長 本保 清代逸

署名委員 脇川 義人

署名委員 脇川 利浩